



2026 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニ チ リ ン
代表者名 代表取締役
社長執行役員 曾我浩之
(コード番号 5184 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役専務執行役員 難波宏成
TEL (079) 252-4151

管理職従業員向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社管理職従業員（国内非居住者は除きます。）向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）に基づき、下記のとおり当社管理職従業員を割当予定先として譲渡制限付株式としての自己株式処分（以下、「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026 年 12 月 10 日
(2) 処分する株式の種類および総数	当社普通株式 4,120 株
(3) 処分価額	1 株につき 4,120 円
(4) 処分価額の総額	16,974,400 円
(5) 割当予定先	当社管理職従業員 67 名 4,120 株

2. 処分の目的および理由

当社は、2025 年 9 月 29 日開催の取締役会において、当社管理職従業員（以下、「割当対象者」といいます。）に対して、当社が発行または処分する譲渡制限付株式（当社普通株式）の取得機会を提供することによって、財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることで、経営参画意識を高め、中期・短期計画達成に向けて主導的役割を担うこと、当社の株主との価値共有を進めることを目的として、本制度を導入することを決議しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、割当対象者 67 名に対し金銭報酬債権合計 16,974,400 円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者 67 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 4,120 株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本割当株式は、引き受けを希望する割当対象者に対してのみ割り当てるものであり、当該割当対象者に対して現物出資するための本金銭報酬債権が当社から支給されるため、本制度の導入によって当社従業員の賃金が減額されることはありません。また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上および株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は当社従業員を退職する日までとしております。

<株式割当契約の概要>

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、本割当株式の払込期日（以下、「本払込期日」といいます。）から当社従業員を退職する日または本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が当社の事業年度開始後6ヵ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が定年退職その他正当な理由により当社従業員を退職した場合、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

割当対象者が、本譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2026年9月28日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である4,120円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上